

事務連絡
令和3年1月7日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月25日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただきましたところです。

このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等の周知徹底等について、別添1のとおり地方公共団体あてに通知するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。